

4月30日（金）

私は現在、事業主として博物館の運営に当たっています。この前、雇用者の雇用保険加入の手続きをするため、ハローワークに行きました。手続きはスムーズに進んだのですが、最後に言われたのが、「事業主の家族は雇用保険に加入することはできません」ということでした。そうなのかと思い、私の娘のみ加入せずに帰宅しました。その後、家族であっても他の従業員と同様の待遇であれば加入できるという話を聞き、調べてみると、確かにそうでした。ハローワークの担当者は、加入できないとだけ言い、こんな場合は加入することもできるということは全く説明されませんでした。なんとも不親切だと思いました。ハローワークは労働者の味方だと思っていましたが、やっぱりお役所仕事かと残念に思いました。

今日、娘の加入手続きに行きました。担当者はこの前の人とは違いました。特に問題もなく、加入手続きが行われました。このためには、いろんな書類を持参しました。前回は、今日持参した書類はなかったので、当然、加入することはできなかつたのですが、それでも、こんな書類があれば加入できますよと言ってもらいたかつたです。

いろいろありましたが、この一カ月、経営者としての基礎を学んだ気がします。